

全市内を巡回する「ごんご」バスを

政研クラブ

秋山幸則

質問 ↓ 五市町村での合併の枠組が確定したが新市の重点施策、将来像は。

答弁 ↓ 新市の将来像は「キラめく未来、人と自然が活きるまち」とし、合併後の一一体化、連携、融和が図れる施策を中心今後、地域の課題、要望を聞き、具現化を図っていきたい。

ごみ処分場建設予定地の安全化を

日本共産党津山市議団

末永弘之

質問 ↓ ごみの最終処分場建設予定地を綾部へと言っているが、民間産業廃棄物処理施設があり、どのようなごみが埋め立てられているか不安がある。また、戦後鉱山の試掘も行われており、環境に関する法律が変更となり、「汚染されているおそれがある場合」というのが、事前調査対象となつており、綾部の場合、環境保全上の調査が必要ではないのか。

答弁 ↓ 民間産廃施設の場合は、今、話し合いを行っている段階なので、調査は

とにより、通学、福祉、医療への対応、周辺部と市街地の人的交流、経済流通が図られ、サービスの向上と活性化につながると思うが。
答弁 ↓ アンケートでも経済の活性化、バス・鉄道などの交通施策の充実を求める要望が多く、駅前のバスセンター整備を含め実現に向け努力する。



その後になる。

質問 ↓ アルネの総事業費について、市長は三百二十二億円に変更を認めながら、実際の工事は二百七十億円であると言われる意味がわからない。

答弁 ↓ 県の改善命令により、事業外の補償費などを整理しました。

議会の調査権についての講演会

講師

地方議会研究会代表 野村稔
(前 全国都道府県議長会議事調査部長)



津山市議会では「再開発事業に関する調査特別委員会」が設置されたのを機に、議会が持つ「調査権とは何か」について、野村氏を講師に二月一日に研修会を行いました。

以下、講演の内容の要旨です。

一、常任委員会の所管事務調査権、特別委員会の調査権と百条調査権の関係について

◎このことについては、本来は本会議に調査権があるが、本会議で議決して、委員会に審査を付託するという議決を基に審査をする。

そして、二つ以上の常任委員会に係わる問題や特別に問題を調査しなくてはならない事態が生じた場合には、特別委員会をつくることができる。

二、調査権の性格と行使の主体
疑問を解明する。疑問のあるところを調査する。調査のための調査ではない。

◎議会の調査権には、強制力はない、百条でない特別委員会は、ウソをつかれても「告発」ができない。したがって、議会の調査権は「百条をつけた委員会」のことをいう。

◎特別委員会として調査するのは、疑問を解明し、疑問のある所を調査すべきであり市民に対して「事の真相を明らかにする」というのが本来の目的であるべきです。全国みんな具体的な事例が違つており、地方自治法第百条調査権と第九十八条の「書類の検査権」を付与すべきである。

三、調査の対象

◎議会の調査権が及ぶ範囲は、行政措置の及んでいるところ、予算のおかれている範囲でしか調査できない。第三セクとか民間団体でも、行政や予算とのかかわりが「かすめている」程度でも調査する。

◎百条特別委員会をつくるとすれば、再開発(アルネ)について、といふ一般論ではなく、「再開発事業に関する予算執行について」などと調査の項目を具体的にして百条委員会をつくる必要がある。

などについて、岡山市の「チボリ問題調査特別委員会」など全国のいくつかの具体的な例をあげての説明がありました。

◎有権者が威迫してあるいは議員を陥れる目的で寄付を求めるところは罰されます。